

特許請求の範囲の用語の解釈に関する裁判例 「アップル vs サムスン；コンテンツ同期方法」事件

H24. 08. 31 判決 東京地裁 平成 23 年（ワ）第 27941 号

特許権損害賠償請求事件：請求棄却

概要

特許発明の技術的範囲を定めるにあたり、**特許請求の範囲の用語の意義を、明細書の記載を参照して解釈し、被告の実施行為は特許発明の技術的範囲に属しないと判断された事例。**

【特許請求の範囲】（下線部分は、争点となる用語を示す）

【請求項 1 1】＜本件発明 1＞

A 1：メディアプレーヤーのメディアコンテンツを
ホストコンピュータとシンクロする方法であって、

B 1：前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、

C 1：前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、

D 1：前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、

E 1：前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの 1 つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴を備えており、

F 1：該品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも 1 つが含まれており、

G 1：前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。

【請求項 1 3】＜本件発明 2＞

（上記 A 1～D 1 と同一のため省略）

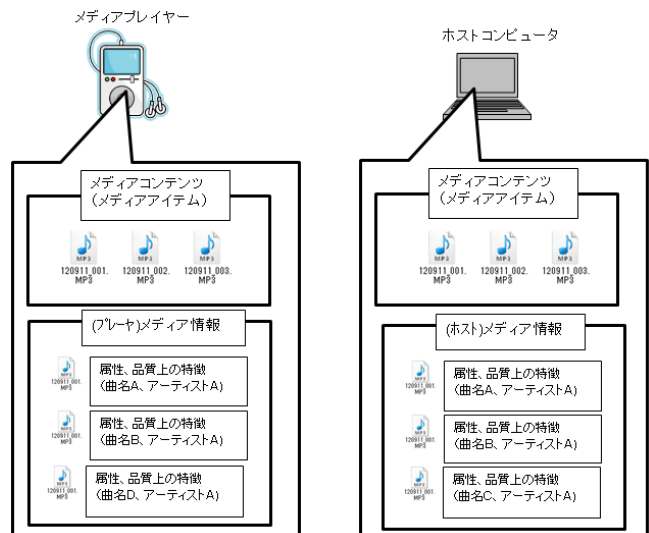
E 2：前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なメディアコンテンツの 1 つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの少なくともタイトル名およびアーティスト名を含む属性および品質上の特徴を備えており、

G 2：当該プレーヤーメディア情報と当該ホストメディア情報とを比較し、両者の一致または不一致を示す比較情報に基づいて、前記メディアプレーヤーと前記ホストコンピュータとの間でメディアコンテンツのシンクロを行ない、

H 2：更に当該シンクロの処理は、前記比較情報が両メディア情報の不一致を示しているとき、前記プレーヤーメディア情報には含まれ前記ホストメディア

情報には含まれない前記メディアアイテムを、前記メディアプレーヤーから削除されるべきメディアアイテムとして特定すること、および前記特定されたメディアアイテムを前記メディアプレーヤーから削除することを含む方法。

【本件発明の概念図】（筆者にて作成）



【被告製品】

ファイル名及びファイルサイズを比較して両者の一致・不一致を判定する。

【争点】

被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属するか、詳しくは、特許発明の用語「メディア情報」の意義、及び、構成要件 E 1、E 2 の「メディア情報」の範囲について、次のように争われた。

原告の主張 1：「メディア情報」には、当然に「ファイルサイズ」が含まれる（判決文 9～11 頁参照）。

原告の主張 2：構成要件 G 1、G 2 「メディア情報」について、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てを比較対象とすることを求めておらず、1 つの比較のみでよい（判決文 11～13 頁参照）。

被告の主張 1：「メディア情報」は、「メディア」に特有の情報であり、ワードファイルやエクセルファイル等の通常のデータファイルにおいても備

わっている一般的なファイル情報はこれに含まれないので、「ファイルサイズ」は「メディア情報」にあたらない（判決文17～18頁参照）。

被告の主張2：構成要件G 1、G 2「メディア情報」について、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の3つ全てを比較対象とする（判決文18～19頁参照）。

〔裁判所の判断〕（筆者にて適宜要約のうえ、下線は筆者にて引いた）

(1) 「メディア情報」の意義について

これら（本件明細書等）の記載からすれば、本件発明における「メディア情報」の例としてあげられている上記の種々の属性又は特徴は、メディアアイテムが例えば音楽ファイルである場合における、音楽ファイルに特有の情報を列挙したものと認められる（判決文35～36頁参照）。

(2) また、本件明細書等によれば、従来、携帯デバイス間のシンクロにおいてファイル名及び変更日を利用して、コピーすべきか判断する傾向があったが、そのような「ファイル名及び更新日」は、シンクロが必要か否かを判定するうえで、信頼できる指標にならず、シンクロが遅く非効率、ユーザが不満する経験を生みがちであった。本件発明は、そのような課題を克服するために、「メディア情報」を比較することにより、「シンクロプロセスは、よりインテリジェントに実行されえる」ようにしたものと認められる（判決文36～37頁参照）。

(3) そうすると、「メディア情報」は、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、メディアアイテムに特有の情報を意味すると解するのが相当である（判決文36～37頁参照）。

(4) 証拠によれば、楽曲ファイル、ワードファイル及びエクセルファイルにおいて、「ファイルサイズ」は、ファイル名や更新日時といった項目と同列に扱われている一方、楽曲ファイルにおいては、「ファイルサイズ」はアーティスト、アルバムのタイトル、トラック番号などといった楽曲に特有の情報項目とは区別された項目として分類されていることが認められるから、「ファイルサイズ」は、ファイル名や更新日時と同様に、通常のファイルに一般的に備わるものであって、音楽ファイル等のメディアアイテムに特有の情報とはいえない。したがって、「ファイルサイズ」は、「メディア情報」に該当しないと認めるのが相当である（判決文38～43頁参照）。

(5) 「メディア情報」の範囲について

構成要件G 1、G 2は、構成要件E 1、E 2に続いて「前記プレーヤーメディア情報」「前記ホストメディア情報」等と、いずれも「前記」「当該」の用語を用いていることからすれば、構成要件E 1、

E 2の「メディア情報」と同様に、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を含むと解するのが相当である。

また、広辞苑によれば、「一致」とは「二つ以上のものが、くいちがいをなく一つになること。合一。」のことであり、その意義は明確であり、プレーヤーメディア情報とホストメディア情報とが一致というためには、含まれる全ての情報を比較しなければ、その結果はでないはずである。

以上の通り、構成要件G 1、G 2に「両者の一致」の判定を得る場合が明記されている以上、「メディア情報」の比較においては、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることが当然の前提とされると解するのが相当というべきである。

原告は、本件明細書に「メディアファイルについて記憶された全ての情報が比較される必要がないこと」が明記されているから、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることは前提とされていないと主張する。しかし、本件の特許請求の範囲の記載からは、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全ての比較を要求していることが一義的に明らかであるから、原告の指摘する本件明細書等の記載をもって、特許請求の範囲を無視して、同文言を別異に解釈しなければならないものではない（判決文43～49頁参照）。

〔検討〕

特許発明の技術的範囲は、原則として特許請求の範囲に基づき定めると特許法に規定されている。しかし、一般的に特許請求の範囲の記載単独では、その意義の解釈が困難であるということに鑑みて、特許発明の技術的範囲を定めるにあたり、明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈すると特許法に規定されている。

本判決の事例は、「メディア情報」の意義について、本件明細書に記載されている従来の課題と事実（証拠）に基づいて認定されているため、特許法の規定通りの典型的な事例といえよう。「メディア情報」の範囲については、特許請求の範囲に明記されている以上、原則通り、クレームの記載を無視して解釈することはできないことが確認できる。

〔その他〕

本件は、原告及び被告が世界中で繰り返している訴訟の日本における第1号判決であり、10月15日に控訴された。これを含め、アップルが全面勝訴した米国特許に対応する日本特許の判決にも今後注目したいところである。

以上